

岩手県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成28年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 大船渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大船渡都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（大船渡地区）
- 3 事業地
 - （1）収用の部分 大船渡市大船渡町字茶屋前、字野々田及び字笹崎の各一部
 - （2）使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成25年7月2日から平成30年3月31日まで